

令和3年4月からの放課後児童クラブ利用申込みを開始します ～現在利用中の方も新たに申請が必要です～

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、安全確保と適切な遊びや生活の場として放課後児童クラブを開設しています。

4月から利用を希望する方は、次の事項をご確認のうえ、申込みください。

■手続きに必要な書類の配布

11月2日(月)から上毛町役場子ども未来課で配布します。

■提出書類

- ・放課後児童クラブ入所申込書
- ・児童個人票
- ・入所要件が確認できる書類
(就労証明、母子手帳の写しなど)
- ・利用料減免申請書など※減免事由がある場合のみ
※就労証明は職場によっては時間がかかる場合があります。早めに準備をお願いします。

■利用要件

町内に住所を有し、令和3年4月時点で小学校1～6年生である児童のうち、保護者が次のいずれかに該当する必要があります。

- ①就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、負傷、障がい
- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧(被災時の復旧作業中であること)
- ⑥求職活動
- ⑦就学、技能習得 など

■受付場所及び受付期間

受付場所	受付日	受付時間
子ども未来課	11月16日(月)～12月4日(金) ※土・日・祝日は除く 【集中受付期間】	8:30～17:15 【集中受付期間】
	11月24日(火)～27日(金)	8:30～19:00



*入所決定

学年の低い児童から優先的に決定し、同学年の児童が待機になる場合は書類審査にて入所判定を行います。そのため、入所希望者が多数の場合は、入所できない場合がありますのでご了承ください。

入所の可否については、各家庭宛に通知書を発送します。なお、事前の電話でのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

放課後児童クラブの設置状況

校 区	南吉富小学校	西吉富小学校	友枝小学校・唐原小学校
クラブ名	南吉富放課後児童クラブ	西吉富放課後児童クラブ	大平放課後児童クラブ
保育場所	南吉富小学校敷地内	緒方575番地3地内	大平支所内
定 員	120名	80名	70名
利用料(1人当たり月額)	6,000円※保険に加入のための保険料も別途必要となります。		
開所時間	月～金	放課後～18:00	
	土	7:30～18:00	
	長期休暇中	7:30～18:00	
閉所日	日曜日、祝日、8月12日から同月15日及び12月29日から翌年1月3日		

※18時までにお迎えが困難な場合は、18時30分までの延長保育(50円/日)を実施しています。利用には事前の申請が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127 (内線229)

令和3年度 保育所入所申込みの受付を行います

令和3年4月1日から保育所への入所を希望される方は、下記期間内に手続きをお願いします。

■手続きが必要な方

- 1、令和3年4月から新規で保育所入所を希望の方
- 2、転園希望の方

※継続入所を希望の方は、今回お手続きは必要ありません。来年の6月に現況届をご提出いただきます。

■手続きに必要な書類の配布

11月2日(月)から上毛町役場子ども未来課で配布します。

■受付場所及び受付期間

受付場所	受付日・受付時間
子ども未来課	11月16日(月)～12月4日(金) ※土・日・祝日は除く 8:30～17:15

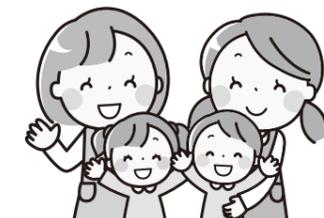
※定員などの関係で希望の保育所に入所できない場合があります。
※受付期間を過ぎた場合、4月1日から入所できないことがあります。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)

■保育所に通うことができる基準(保育の必要な事由)

保育所に入所するためには、保護者が就労しているなど「保育の必要な事由」に該当していることが要件となります。保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- ①就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、負傷、障がい
- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧(被災時の復旧作業中であること)
- ⑥求職活動
- ⑦就学、技能習得 など



定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。

- 対象者 町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日以降に居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。
※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となりません。



■奨励金の額

区 分	対 象	奨励金の額
住 宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額(新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。
土 地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

■交付期間 固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

■申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

■申請に必要な書類

- ・上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ・新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- ・登記事項証明書
- ・公課証明書
- ・世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(町外からの転入者については、転入前の市区町村で取得したもの)
- ・他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)